## 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策) 都道府県事業実施方針

都道府県名	山形県	策定: 名	和 2年	6月12日
	$\mathbf{H} \mathcal{N} \mathcal{N}$	~~· 1	, i H	~ /

## I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組みを加速化させる必要がある。 このため、本県の農業について、

- 〇農林水産業振興計画
- 〇第3次農林水産業元気再生戦略
- 〇農業振興地域整備基本方針
- 〇農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- 〇人・農地プラン
- 〇水田フル活用ビジョン
- 〇果樹農業振興計画
- 〇花き振興計画
- 〇第2次やまがた6次産業化戦略推進ビジョン ~ 「食産業王国やまがた」の実現に向けて~
- 〇第2次山形県森林整備長期計画(改訂版)
- と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組みを総合的に支援する。

## 2 基本方針

作物名	
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦 等)	「第3次農林水産業元気再生戦略」や「水田フル活用ビジョン」等に基づき、消費者や実需者のニーズに対応した高品質米生産やスケールメリットを活かした低コスト生産、水田の機能を維持しながら水田として最大限活用するための取組みを推進する。 また、飼料用米等の非主食用米、大豆、そば、麦においても農地の集積・集約化、機械化一貫体制の確立、新品種導入を推進し、生産コスト低減や生産性向上等により競争力の高い産地の育成を図る。
	○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・集落営農組織への農地集積を促進 ・中心的経営体への機械作業の集約化を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷・加工コスト削減 → 集は荷又は加工施設のみの計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入・生産拡大を推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合 ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業(食品製造業者等)との連携を図る取組みを推進 ○農存物輸出の取組 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 ○労働生産性の10%以上の向上 ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

#### 果樹

(対象品目は別紙1 のとおり) 「第3次農林水産業元気再生戦略」や「果樹農業振興計画」等に基づき、産地力向上のための生産基盤の強化や消費者ニーズに応える生産・販売によるブランドカの強化、集出荷施設の整備等によるコスト低減の取組みを推進し、競争力の高い産地の育成を図る。

- 〇生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進
  - ・共同又は作業受託により効率的な防除を行う取組みを推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設)

集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能

- 〇販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進
  - ・出荷調整機械の導入により収益性向上に向けた取組みを推進
  - ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進
- ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
  - ・実需者とのマッチング支援を強化
- ・地域企業(食品製造業者等)との連携を図る取組みを推進
- 〇農産物輸出の取組
- ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上
- ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進
- 【○労働生産性の10%以上の向上
  - ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上」 の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

はお、果樹については、植栽から結果樹齢に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

#### 野菜

(その他地域特産物 を含む)

(対象品目は別紙1のとおり)

| 「第3次農林水産業元気再生戦略」や「水田フル活用ビジョン」等に基づき、水田転換畑への野菜の作付拡大や収益性の高い果菜類の栽培導入を推進し、生 |産性や品質の向上を図りながら、競争力の高い産地の育成を図る。

(対象品目は別紙1 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進
- 集出荷施設の再編合理化を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設)

集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能

- 〇販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進
  - ・生産性向上や品質向上のための資材導入により収益性向上に向けた取組みを推進
  - ・水田農業の複合化を強化するため、新たな野菜の導入や産地拡大に向けた取組みを推進
  - ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進
- ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
  - ・実需者とのマッチング支援を強化
  - ・地域企業(食品製造業者等)との連携を図る取組みを推進
- 〇農産物輸出の取組
- ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上
- ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進
- 〇労働生産性の10%以上の向上
  - ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

なお、野菜において定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの節囲内で設定できることとする。

#### 花き

(対象品目は別紙1 のとおり) 「第3次農林水産業元気再生戦略」や「花き振興計画」及び「水田フル活用ビジョン」等に基づき、施設花きの生産性の向上や水田転換畑への花きの作付拡 大の推進を図り、消費者ニーズへの対応と省力・低コスト生産に重点を置いた競争力のある産地の育成を図る。

「第3次農林水産業元気再生戦略」や「花き振興計画」及び「水田フル活用ビジョン」等に基づき、施設花きの生産性の向上や水田転換畑への花きの作付拡大 の推進を図り、消費者ニーズへの対応と省力・低コスト生産に重点を置いた競争力のある産地の育成を図る。

- 〇生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・省力化機械の導入による省力化・効率化に向けた取組みを推進
  - 集出荷施設の再編合理化を推進
  - 【コスト削減効果の比較の考え方】
  - 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設)

集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のみの計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能

- 〇販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進
  - ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進
  - ・水田農業の複合化を強化するため、新たな花き導入や産地拡大に向けた取組みを推進
  - ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進
- ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
  - ・実需者とのマッチング支援を強化
  - ・地域企業(食品製造業者等)との連携を図る取組みを推進
- 〇農産物輸出の取組
- ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上
- ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進
- 「○労働生産性の10%以上の向上
  - ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

なお、花きにおいて定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等 に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

#### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推准・指導

本事業の効果的な実施に向け、県関係部局(農林水産部、総合支庁農業振興課、農業技術普及課等)、市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会等が連携して推進・指導に 当たるものとする。

(2)地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

県、市町村及び地域農業再生協議会等においては、補助事業に精通した者が主として審査に当たるなどして産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査の精度を高める ように努めるものとする。また、産地パワーアップ計画の作成に際し、地域農業再生協議会等においては、構成員の意見等が適切に反映された計画となるように留意しなければなら ない。

## 4 取組要件

## (1)基金事業

## ① 整備事業

対象化	F物	取組要件	
土地利用型作物(水稲、大豆、そば、麦等)			
袁	果樹(対象品目は別紙1のとおり)	]  国が定める要件等のとおり。  (産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産	
芸作	野菜 (その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1のとおり)	業局長、生産局長、政策統括官通知)(以下「実施要領」という。)別記3に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。) 	
物   	花き(対象品目は別紙1のとおり)		

## ② 生産支援事業

対象作物		取組要件
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦)		実施要領別記3に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。  〇助成対象機械及び資材は原則として次のとおりとするほか、別紙2に定めるとおりとする。  ① 助成対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。  ② 農業機械の導入に当たっては、山形県特定高性能農業機械導入計画を踏まえなければならないものとする。
	果樹 (対象品目は別紙1のとおり)	② 展来機械の等人に当たっては、出か宗特定同性能展来機械等人計画を唱ぶたなければならないものとする。 ③ 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入及びリース導入(いわゆる単純更新)は助成対象としない。 ④ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械(運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)は助成対象としない。 ⑤ 中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の中古農業機械等を対象とし、故
園 芸作物	野菜(その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1のとおり)	障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としない。 ⑥ 助成対象機械及び資材の導入に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。  →○果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種
	花き (対象品目は別紙1のとおり)	別紙1のとおりとする。

## (2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官依命通知)及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領 (令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)に基づき実施するものとする

#### 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- I 基金事業
- 1 計画申請時
- (1) 整備事業

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、 前年度の青色申告書(農業者の場合)など

(2) 生産支援事業

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植園地の位置図(改植の場合)など

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業 当該事業の実施要領等に定めのある資料など

- 2 請求時
- (1) 整備事業

出来高設計書 など

(2) 生産支援事業

機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、発注書、売買契約書又はリース契約書、借受証、納品書、領収書(支払済みの場合)、 機械導入の場合は動産総合保険証書の写しなど

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業 当該事業の実施要領等に定めのある資料など

#### Ⅱ 整備事業

1 計画申請時

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書(農業者の場合)など

2 請求時

出来高設計書 など

#### 6 取組主体助成金の交付方法

本県においては、取組主体が県又は市町村である場合等を除き、取組主体助成金は市町村を経由して交付するものとする。なお、市町村経由で助成金を交付する取組主体に係るものに限り、次に掲げる手続きは市町村を経由して行うものとする。

- ・産地パワーアップ計画の申請・承認
- ・産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告(評価報告)
- ・本事業で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画の報告など これに伴い、実施要領に定める様式のうち上記に係るものについては、必要な読替えを行ったうえで用いるものとする。

#### 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、国が定める実施要綱、実施要領等の定めによるほか、県及び市町村が別に定めるところによるものとし、特に以下の事項について十分 に留意しなければならない。

- (1)契約に当たっての条件
  - ①基金事業
    - 一般競争入札もしくは複数の業者(原則3社以上)から見積りを提出させることにより実施すること。
  - ②整備事業

原則、一般競争入札により実施すること。

- (2) 助成金の返納
  - 事業要件を満たさないこと等が判明した場合には、交付された助成金の全部又は一部を返納しなければならないものであること。
- (3)補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならないものであること。
- (4)財産の管理等
  - 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ること。
- (5) 財産処分の制限
  - 耐用年数を経過するまでの期間に処分を行う場合には、所要の手続きが必要であること。
- (6) 取組主体事業計画の評価
  - 目標年度の翌年度に取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を6月30日までに地域農業再生協議会長等に報告すること。

産地パワーアップ計画の認定に当たっては、以下により取組主体単位で算定したポイントの平均値が高い計画から採択を行い、同点の場合には、「①成果目標」、「⑦その他(重点施策の 推進)加算」、「⑥第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェクト品目加算」の順にポイントの高い計画から採択する。

項目・配点		ポイント配分(最大68点)
標	ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの削減	
·のいずれかで採点) O 点]	削減率	配点
O M.]	10%以上13%未満	2
	13%以上15%未満	4
	15%以上18%未満	6
	18%以上20%未満	8
	20%以上	10
		•
	イ 販売額又は所得額の増加 増加率	配点
	10%以上13%未満	2 2
	13%以上15%未満	4
	15%以上18%未満	6
	18%以上20%未満	8
	20%以上	10
	ウ 契約栽培の割合の増加 増加率	配点
	10%以上13%未満	1 2
	10%以上13%未満 13%以上15%未満	2 4
	13%以上15%未満	
	13%以上15%未満 15%以上18%未満	4
	13%以上15%未満	4 6
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満	4 6 8
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率	6 8
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組	4 6 8 10
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組 (ア) 直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷	4 6 8 10
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組 (ア)直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷 増加率	4 6 8 10 量又は出荷額の増加 配点
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組 (ア) 直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷 増加率 10%以上13%未満	4 6 8 10
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組 (ア)直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷 増加率 10%以上13%未満 13%以上15%未満	4 6 8 10 量又は出荷額の増加 配点 2 4
	13%以上15%未満 15%以上18%未満 18%以上20%未満 20%以上 ※全販売量に占める契約栽培の比率 エ 農産物輸出の取組 (ア) 直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷 増加率 10%以上13%未満	4 6 8 10 量又は出荷額の増加 配点 2

輸出向け出荷額の割合	配点
5%以上7%未満	2
7%以上8%未満	4
8%以上9%未満	6
9%以上10%未満	8
10%以上	10

_	
V	17

輸出向け年間出荷量	配点
10t以上13t未満	2
13t以上15t未満	4
15t以上18t未満	6
18t以上20t未満	8
20t以上	10

## オ 労働生産性の向上

向上率	配点
10%以上13%未満	2
13%以上15%未満	4
15%以上18%未満	6
18%以上20%未満	8
20%以上	10

# ②認定農業者等加算[最大10点]

## ア 認定農業者等

内容	配点
事業参加者の全員が認定農業者である	5
事業参加者の全員が人・農地プランの中心となる経営体である	3

## イ 法人化

内容	配点
既に法人化している	5
目標年までに法人化予定である	3

③農業のトップランナー加算			
[最大15点]	内容	配点	
	事業参加者の全員が新規スーパートップランナー(経営者 1 人 当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農業 法人)である	15	
	事業参加者の全員が新規トップランナー(経営者1人当たりの 農業所得が400万円以上の農家及び農業法人)である	8	
	事業参加者の全員がスーパートップランナーの維持(経営者 1 人当たりの農業所得が800万円以上の企業的経営を実践する農 業法人)である	5	
	事業参加者の全員がトップランナーの維持(経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人)である	3	
④農地中間管理機構を活用した農地集積・集約 加算	th the	≖7 上	1
[最大5点]	内容	配点	
	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である	5	
⑤雇用の創出加算 [最大 5 点]			1
	内容	配点	
	外部から常時雇用している経営体である	5	
  ⑥第3次農林水産業元気再生戦略のプロジェク			
<b>卜品目加算</b>	内容	 配点	1
[最大5点]	対象作物がプロジェクト品目に該当する		
	対象作物がプログェクド面目に該当する	J	I
	ア 先進性・モデル性等		
[最大18点]	内容	配点	
	先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである	8	
	先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのい ずれかである	5	
	イ 施策適合性(該当する対象作物を選択)		•
	中菜	酉	点
	内容	土地利用型作物	園芸作物
	県(第3次農林水産業元気再生戦略)及び市町村の施策と適合 性がとれた取組みである	5	10
	地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた 米生産に協力していること	5	_

## 別紙1

○ 補助対象とする果樹・野菜・花きの振興品目は表1に記載する対象品目のほか、市町村の重点品目振興計画等 に位置付けられた振興品目とする(山菜類、きのこ以外の特用林産物は除く)。

## 表1 (第3次農林水産業元気再生戦略に掲げる園芸関係プロジェクトの取組み品目)

区分	プロジェクト名	対象品目
8	山形さくらんぼ世界一ブランド強化プロジェクト	さくらんぼ
	西洋なし産地ブランド強化プロジェクト	西洋なし
H #4	りんご産地生産力強化プロジェクト	りんご
果樹	ぶどう産地活性化プロジェクト	ぶどう
u.	「北の桃源郷」もも産地拡大プロジェクト	<b>5 5</b>
u .	特産果樹産地強化プロジェクト	かき、日本なし、すもも、かんきつ(すだち等)等地 域特産果樹
	山形えだまめ・すいか日本一産地化プロジェクト	えだまめ、すいか
mz ++-	野菜産地ランクアッププロジェクト	トマト、ミニトマト、ねぎ、アスパラガス、にら、 おかひじき、加工・業務用野菜
野 菜 (その他地域特 産物を含む)	やまがた野菜産地再生プロジェクト	メロン、きゅうり、地域特産野菜(なす、セル リー、やまがた伝統野菜等)
座初2日07	やまがた次世代型施設園芸推進プロジェクト	トマト、ミニトマト等
	やまがた山菜・きのこ日本一産地化プロジェクト	山菜類、きのこ
花き	露地花き産地拡大プロジェクト	露地花き(りんどう、ダリア、啓翁桜、紅花、ビブルナム等)
1L C	施設花き生産性向上プロジェクト	施設花き(ばら、アルストロメリア、トルコぎきょう、ストック等)

# ○ 果樹の植え替えを行う場合の対象品目(品種)は表2に記載するもののほか、各産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画に基づく地域特産果樹の品目(品種)とする。

### 表2 (果樹奨励品種、優良品種等)

_ \ \ \ \ \	アーコング いいしょう	怪、 凌尺 中 但 守 /
品目		品 種 名
ŋ	んご	ふじ、つがる、昂林、秋陽、ファーストレディ、シナノスイート、王林、シナノゴールド
	上皮加	デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、スチューベン、高尾、安芸クイーン、ロザリオビ アンコ、サニールージュ
	1	マスカットベリーA、メルロ、シャルドネ
なし	西洋なし	ラ・フランス、バラード、シルバーベル、オーロラ、バートレット、マルゲリット・マリーラ、メロウ リッチ
	日本なし	幸水、豊水、あきづき、南水、甘太
もも	生食用	川中島白桃、あかつき、ゆうぞら、黄金桃、だて白桃、美晴白桃、さくら白桃、青空むすめ、まどか
		大久保、もちづき
お	うとう	佐藤錦、紅秀峰、ナポレオン、紅さやか、南陽、紅てまり、紅きらり、紅ゆたか、山形C12号
か	き	平核無、刀根早生
う	め	甲州最小、白加賀、豊後、谷沢梅
. <	ŋ	丹沢、筑波、ぽろたん、
す	もも	大石早生、ソルダム、秋姫、太陽、紅りょうぜん、貴陽、きよか、恋花火、サンセプト、サンルージュ
/ NAS	TH H.	<del></del>

(選定理由)

山形県果樹農業振興計画を踏まえて選定された振興品目・品種であり、引き続き需要が見込まれ、競争力のある品目・ 品種と認められるため。

# 生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材	
水稲・大豆・	1 農業機械等の導入及びリース導入	
そば・麦	栽培、収穫、乾燥、調製に必要な農業機械及び装置	
	2 生産資材等の導入等	
	パイプハウス(育苗用)資材(新設及び機能向上)	
N.	※ただし、園芸品目の栽培用として兼用する場合に限る。	
果樹	1 農業機械等の導入及びリース導入 動力散布機(SS)、選果機、冷蔵庫、梱包機、結束機、トラクター、管理用機械(乗用を含む)	
	トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアスプレッダー等の土壌改良	
	に必要な機械等、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備	
9	2 生産資材等の導入等	
	さくらんぼ・ぶどう等施設(パイプハウス(雨よけ含む))、果樹棚の導入(新設及び機能向上)	
	の際の資材、果樹の改植に要する経費、簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃、その他果樹の収	
5	益力の強化に必要な資材	
野菜	1 農業機械等の導入及びリース導入	
(その他地	トラクター、トラクターアタッチメント(播種、中耕培土等)、マルチャー、施肥機、播種機、	
域特産物を	定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機(脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根	
含む)	葉切り機等)等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷庫等の品質保持に必要な設備、かん水設備、	
ų.	保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝	
	掘機、マニュアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、	
	養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要	
	な機械・設備	
	,	
	2 生産資材等の導入等	
	パイプハウス(栽培用、育苗用)資材(新設及び機能向上)、収穫期を調整する栽培資材(支柱、	
e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	被覆資材等)、簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃、その他野菜の収益力の強化に必要な資材	
花き	1 農業機械等の導入及びリース導入	
	トラクター、トラクターアタッチメント(播種、中耕培土等)、マルチャー、施肥機、播種機、	
ж	定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機(結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバイン	
	ダー等)等の機械化体系に必要な機械、予冷庫等の品質保持に必要な設備、暖房機、かん水設備、	
.1	電照設備、乾燥機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、	
8 9	溝掘機、マニュアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の	
	単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備	
. j	2 生産資材等の導入等	
ä	2	
	被覆資材等)、簡易な補助暗きよ・明きょ等の作業労賃、その他花きの収益力の強化に必要な資材	